

## 宮崎県北部広域行政事務組合契約規則

(令和7年8月19日規則第2号)

### (目 的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の法令に定めるもののほか、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）が行う売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

### (準 用)

第2条 延岡市契約規則（平成12年延岡市規則第16号）は、組合の契約について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。